

防災訓練を実施しました

9月2日に、町内各地区で、南海地震を想定した防災訓練を実施しました。

訓練は、地区住民、関係機関合わせて計約350名の皆さんの参加のもと午前9時にJ-アラート（全国瞬時警報システム）による緊急地震速報、震度速報を吹鳴し、避難訓練、救助訓練、消火器取扱訓練、天ぷら油火災消火訓練、初期消火バケツリレー訓練、救急法訓練、学習会などを実施しました。

南海大地震は今後30年以内に60%以上の確率で起こると予想され、最大規模の想定では、伊野地区市街地を中心に広範囲にわたり震度7が予測されています。

日ごろから避難場所、避難



経路、防災用品の備えなどの確認を十分行うようにしてください。

最後に、ご協力いただきました各関係者の皆さんにお礼を申し上げますとともに、町民の皆さんもこの機会に今一度地震への備えについて、地域やご家庭で話し合いを行っていただきますようお願いいたします。

家具転倒防止事業の募集について



「高知県：南海地震に備えちよき」から

阪神・淡路大震災では、死亡やけがの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。

家具の固定と家屋の耐震補強をすることで、揺れによる被害をほとんどなくすることができます。

町では、平成24年度から、自分で転倒防止対策のできない世帯に対して、取付金具代金はご負担いただき、委託業者に取付作業を依頼します。

事業の流れ

申請書の提出

↓ 取付可否の判断

↓ 決定通知書の送付

↓ 委託業者の現地確認

↓ 取付作業

↓ 事業完了

対象者

① 65歳以上の一人暮らし高齢者のみの世帯

② 75歳以上の高齢者のみの世帯

③ 身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取り付けできない場合

④ 療育手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取り付けできない場合

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取り付けできない場合

⑥ 介護保険認定台帳により要支援、要介護認定を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取り付けできない場合

⑦ 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める世帯
固定箇所数
 一世帯につき5カ所まで。
 その他注意事項

● 取付金具代金は自己負担となります。

● 家具の柱、壁などの補強は行いません。

● 借屋などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。

● 設置後、必ず転倒しないことを保障するものではありません。

問い合わせ

総務課

☎ 893-11113

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

消防団協力事業所 表示証の交付について

有限会社 森木組（いの町

4972-1 代表取締役

森木正一）が新たに、いの町

消防団協力事業所として認定

され、8月28日、消防団協理事

業表示証が交付されました。

「消防団協力事業所表示制度」とは、消防団活動に積極

的に協力している事業所に対し、町が表示証を交付することで事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域の消防防災力のより一層の充実に目的とした制度です。

町では平成19年10月に運用を開始しており、現在の認定事業所は、10事業所となっております。

表示証の交付を受けた事業所は、表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができ、多くの事業所の皆さんの申し込みをお待ちしております。



10月の 消防団行事予定

10月14日（日）

高知県中央地区消防協議会

消防操法大会

（高知県消防学校）